

## 令和6年 第10回農業委員会議事録

令和6年10月25日午後3時00分に第10回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

### 1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹原 哲	2 番 近藤 剛	3 番 沼澤 克己
4 番 五十嵐 純一	5 番 西塚 喜行	6 番 西塚 孝也
7 番 高橋 央	8 番 星川 敬夫	9 番 大崎 清孝
10 番 後藤 一彦	11 番 本間 俊悦	12 番 伊勢村 孝之
13 番 石川 富士太郎	14 番 笹原 光政	15 番 小松 栄作
16 番 齋藤 吉勝	17 番 山口 栄子	18 番 鈴木 藤光
19 番 星川 礼子		

### 2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

2 番（近藤 剛） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

10 番（後藤 一彦） 12 番（伊勢村 孝之） 16 番（齋藤 吉勝） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

### 3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長補佐	田中 誠	事務局係長	渡辺 美由紀
事務局主事	菅野 幹太		

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第18号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第19号 農地改良届について

議第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第37号 非農地証明願について

議第38号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第39号 尾花沢市農用地利用集積計画について

## 令和6年 第10回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和6年第10回通常総会を10月25日（金）市役所大会議室において午後3時00分より開会した。

（事務局 田中局長補佐）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 田中局長補佐）

ご着席願います。10番後藤一彦委員、12番伊勢村孝之委員、16番齋藤吉勝委員より欠席する旨、2番近藤剛委員より遅れる旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は15名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさん今日のご苦労様です。稲刈り等もほとんどの農家が終わっていると思いますけれども、今年の収量は7月、8月の暑さのために非常にいい人と悪い人の差が出ているというような話を聞いております。

みなさん体調に十分注意しながら、まだ日も照っておりますので、すいかのマルチの準備など秋作業が残っている方は、十分体に気を付けて作業をなさってくださいませようをお願いいたします。

（事務局 田中局長補佐）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

これより令和6年第10回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、17番山口栄子委員、19番星川礼子委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第18号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、報第18号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁から3頁をご覧ください。案件は8件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、同人への貸借を予定するものが1件、別人へ売買するものが2件、同人へ売買するものが2件、中間管理機構へ貸付をするものが1件、自作予定が2件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第18号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第19号「農地改良届について」を上程いたします。現地調査第3班主任、西塚孝也委員の報告・説明を求めます。

(6番 西塚孝也委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第19号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

議第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。

所有権の移転が8件、賃貸借権の設定が5件です。

9頁のNo.1から11頁No.8までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが6件、高齢化による経営縮小が1件、相手方の要望によるものが1件です。

11頁No.9から12頁No.13までが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが2件、労力不足によるものが2件、耕作不便によるものが1件です。

No. 1 から No. 13 は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第 36 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 37 号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第 3 班主任、西塚孝也委員の報告・説明を求めます。

(6 番 西塚孝也委員 報告・説明)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 37 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第3班主任、西塚孝也委員の報告・説明を求めます。

(6番 西塚孝也委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。笹原委員。

(1番 笹原哲委員)

1番笹原です。改良区から意見書が出ておりますので、報告いたします。当該地は徳良湖新堰地区維持管理事業の受益地であるが、農地転用はやむを得ない。令和6年10月15日付け理事長名でございます。

(議 長)

そのほかご質疑、ご報告ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第39号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、8番星川敬夫委員の退席を求めます。

(8番 星川敬夫委員 退席)

(議長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第39号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書40頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借が新規14件、再設定12件、使用貸借の新規が2件、農地中間管理事業の集積計画一括方式による転貸が6件、所有権移転5件です。申請地は、すべて農振農用地区域内の土地で面積が26.2haです。

続いて、対象人数は、相対の賃貸借の新規の出し手13名、受け手13名、再設定の出し手11名、受け手11名、使用貸借の新規の出し手2名、受け手2名、転貸が出し手6名、受け手4名、所有権移転が出し手5名、受け手5名です。

10aあたり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

41頁からは個別状況です。賃借の新規が41頁から47頁、使用貸借の新規が48頁、賃借の再設定が49頁から54頁まで、転貸が55頁から57頁まで、所有権移転が58頁から59頁までです。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしく願いいたし

ます。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第39号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。8番星川敬夫委員復席願います。

(8番 星川敬夫委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和6年第10回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午後3時26分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和6年10月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_